

平成30年度の保険料率について（お知らせ）

平成30年度の保険料率につきましては、平成30年3月分から100%に改定することが、平成30年2月20日の組合会で決定されましたのでお知らせします。

介護保険料率につきましては現行のまま15%に据え置きます。

健康保険組合を取り巻く諸情勢は依然厳しく、当健康保険組合においても医療費は伸び続けており、高齢者医療制度への過重な支援金、納付金等により厳しい財政状況を強いられています。

事業主様、被保険者の皆様には多大なご負担をお願いすることになりますが、加入者の皆様の健康を守ることを第一に貴重な財源の効率的な運営に努めますので何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 平成30年度保険料率について

		平成30年2月分まで	平成30年3月分から (平成30年5月1日納付期限)	使 途
健康保険料率		98.00/1000	100.00/1000	—
内 訳	一般 保険 料率			
	基本 保険料率	49.56/1000	52.77/1000	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
	特定 保険料率	47.14/1000	45.93/1000	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
	調整保険料率	1.30/1000	1.30/1000	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護保険料率 (据え置き)		15.00/1000	15.00/1000	介護保険第2号被保険者(40～64歳)が負担する保険料

※各等級別の保険料額は、別紙1「健康保険・介護保険標準報酬および保険料額表」を参照してください。

2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成29年9月30日現在で、34万円となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が36万円以上の方に適用されるのであり、退職時の標準報酬月額が34万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の9月30日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。TEL06-4708-7451